

契約番号

立木販売

売 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所	青森県〇〇〇〇 字〇〇国有林〇〇〇林小班			面積(ha)
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本数(本)	材積(m3)
	立 木			
	内 訳 別紙「物件明細書」の通り			
売買代金	売 買 代 金		円	
	うち消費税抜代金		円	
	消費税(10%)		円	
契約保証金	免除			円
売買代金の分収額	官収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	民収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	官行造林立木竹			
	分収造林立木竹			
分収育林立木竹				

* 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採にあたって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	契約締結の日から20日以内
	延 納 分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	契約締結の日から20日以内
	分割延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
	売買物件の 引渡方法	区域	売買物件の 引渡期間(期限)	代金納付の日又は延納担保提供の日から 15日以内 起算して (概算の場合の最終期限)	
売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して ○ヶ月 (期限)				
売買(使用) 目的の指定		施設設置等 の指定			
特約事項	別紙の通り				

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官 三八上北森林管理署長 古川 繁樹

登録番号 T8000012050001

買 受 人

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		1（合算）	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地	尾駈第1 国有林	2203は5 林小班外	1. 本売払い物件は、皆伐林分であり区域内縁木のみ に極印を押印し立木に白色チョーク等で表示して いる。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはな らない。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
	10cm 以下						12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
調査方法	標準地		2. 2203は5は保安林であるため、搬出等にあっ ては、森林法第34条2項の手続き完了後でなければ 着手できないので、買受人は事前に作業計画書を 森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び 売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。	スギ	生立木	一般材		614	748	464	190	16		2,032	1,353.76			
伐採方法	皆伐			スギ	生立木	低質材	30	48							78	6.95		
面積（h a）	2.3200		3. 本売払い物件の伐採搬出にあたり沢を渡る場合に、 河川の水質を汚濁しないよう防止措置を講ずること。															
林齢（年）	67・71																	
搬出期間	令和8年10月30日		4. 搬出等に当たって、林道等を破損した場合は買受 者の責において修繕していただきます。															
契約関係	－						30	662	748	464	190	16		2,110	1,360.71			
民収分納入方法	－		5. 本売払い物件及び搬出予定地等は、民有地に接し ているため、事業実行の際には境界標等工作物を 損傷してはならない。 また、民有地に損害を与えてはならない。	他L	生立木	低質材	195	447	60	32	16			750	133.74			
法令制限、その他留意事項			6. 本物件は、混合契約の対象であり、令和8年10月30 日までに地拵及び植付を行うこと。															
保安林	水源かん養																	
自然公園	－																	
砂防指定	－																	
車両制限	－																	
民地借用	－																	
延納	－																	

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		1－1	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級														
物件所在地		尾駸第1 国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
		10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
2203は5		調査方法		標準地	スギ	生立木	一般材		48	32	16	160	16		272	404.01	38	24
		伐採方法		皆伐	スギ	生立木	低質材		48						48	6.06	16	10
		面積（h a）		0.8200														
		林齢（年）		71														
		搬出期間		令和8年10月30日														
		契約関係		－	N計				96	32	16	160	16		320	410.07		
		民収分納入方法		－	他L	生立木	低質材	16			32	16			64	45.78	34	16
法令制限、その他留意事項																		
保安林	水源かん養																	
自然公園	－																	
砂防指定	－																	
車両制限	－																	
民地借用	－																	
延納	－																	
																	</	

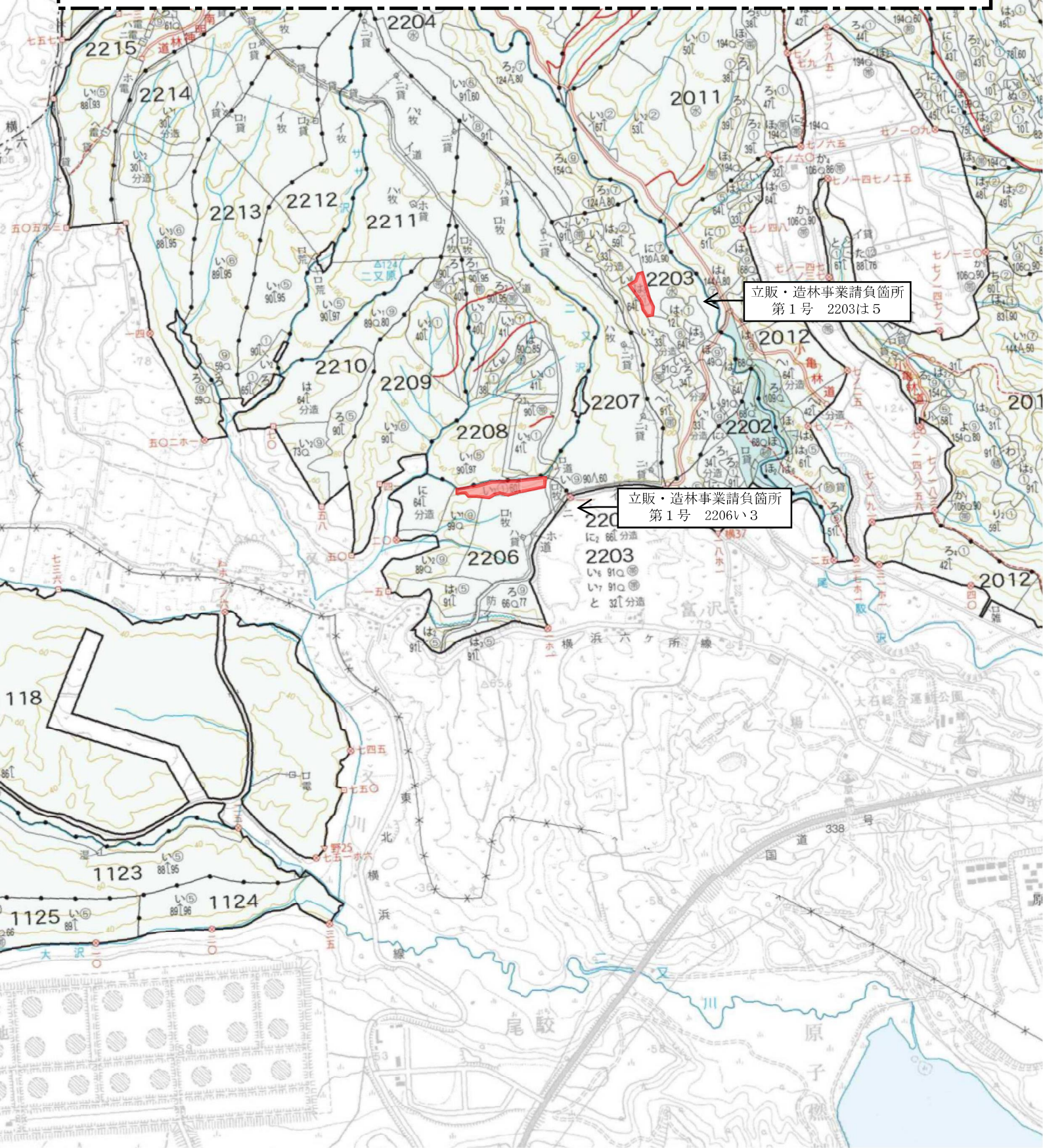
公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		1－2	特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級												
物件所在地		尾駸第1 国有林	合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
		10cm 以下					12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)	
調査方法		標準地		スギ	生立木	一般材		566	716	448	30			1,760	949.75	26	19
面積（h a）		1.5000		スギ	生立木	低質材	30							30	0.89	10	6
林齢（年）		67															
搬出期間		令和8年10月30日															
契約関係		－		N計			30	566	716	448	30			1,790	950.64		
民収分納入方法		－		他L	生立木	低質材	179	447	60					686	87.96	14	15
法令制限、その他留意事項																	
保安林		－															
自然公園		－															
砂防指定		－															
車両制限		－															
民地借用		－															
延納		－															
		</															

三八上北森林管理署
令和7年度 立木販売・造林事業請負（混合契約）
物件案内図（施業実施計画図）

第1号 六ヶ所村
尾駸第一国有林

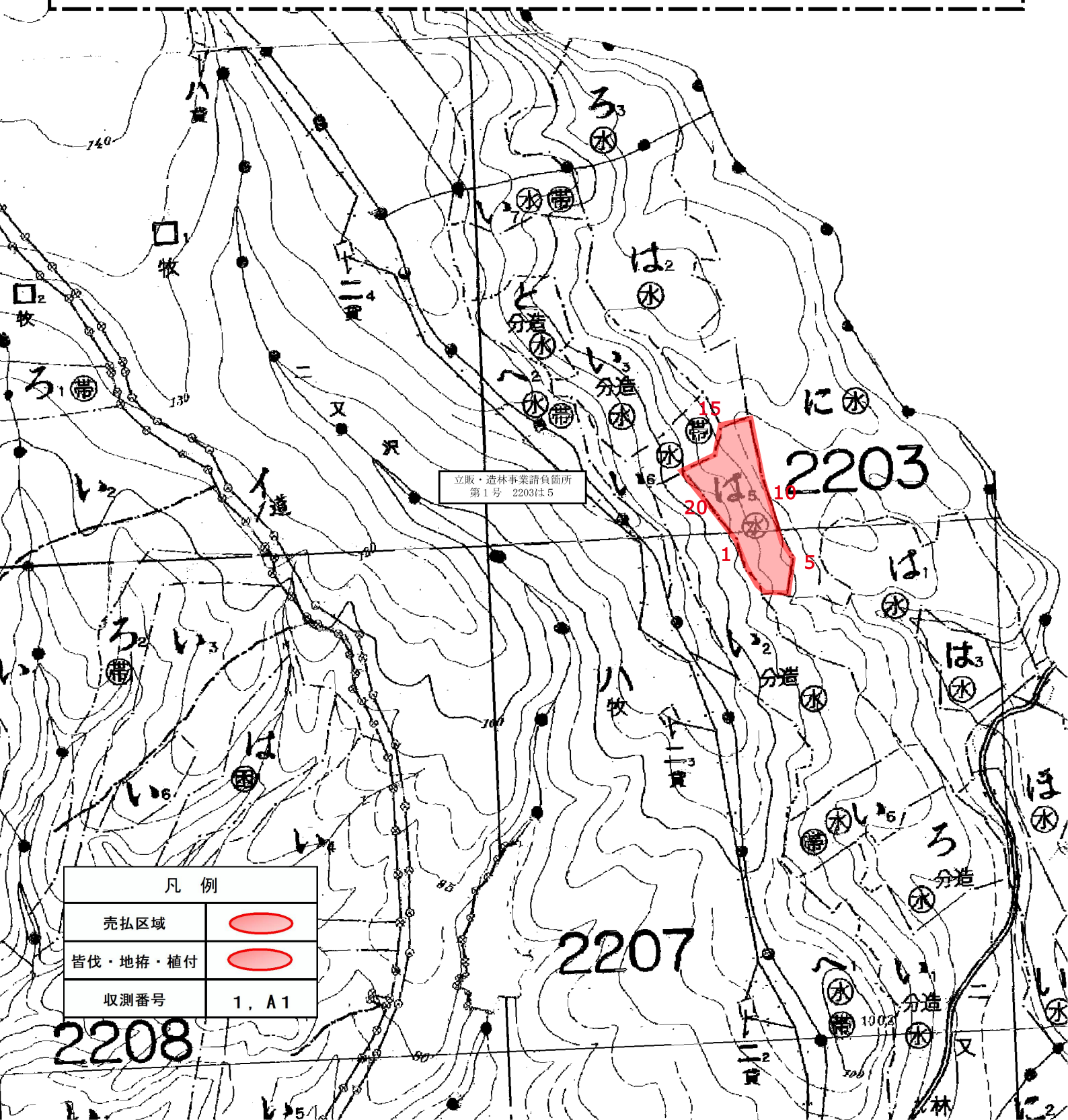
2203は5林小班
2206い3林小班



三八上北森林管理署
令和7年度 立木販売・造林事業請負（混合契約）
売払予定箇所 実測位置図

第1号 六ヶ所村
尾駈第一国有林 2203は5林小班 0.82ha

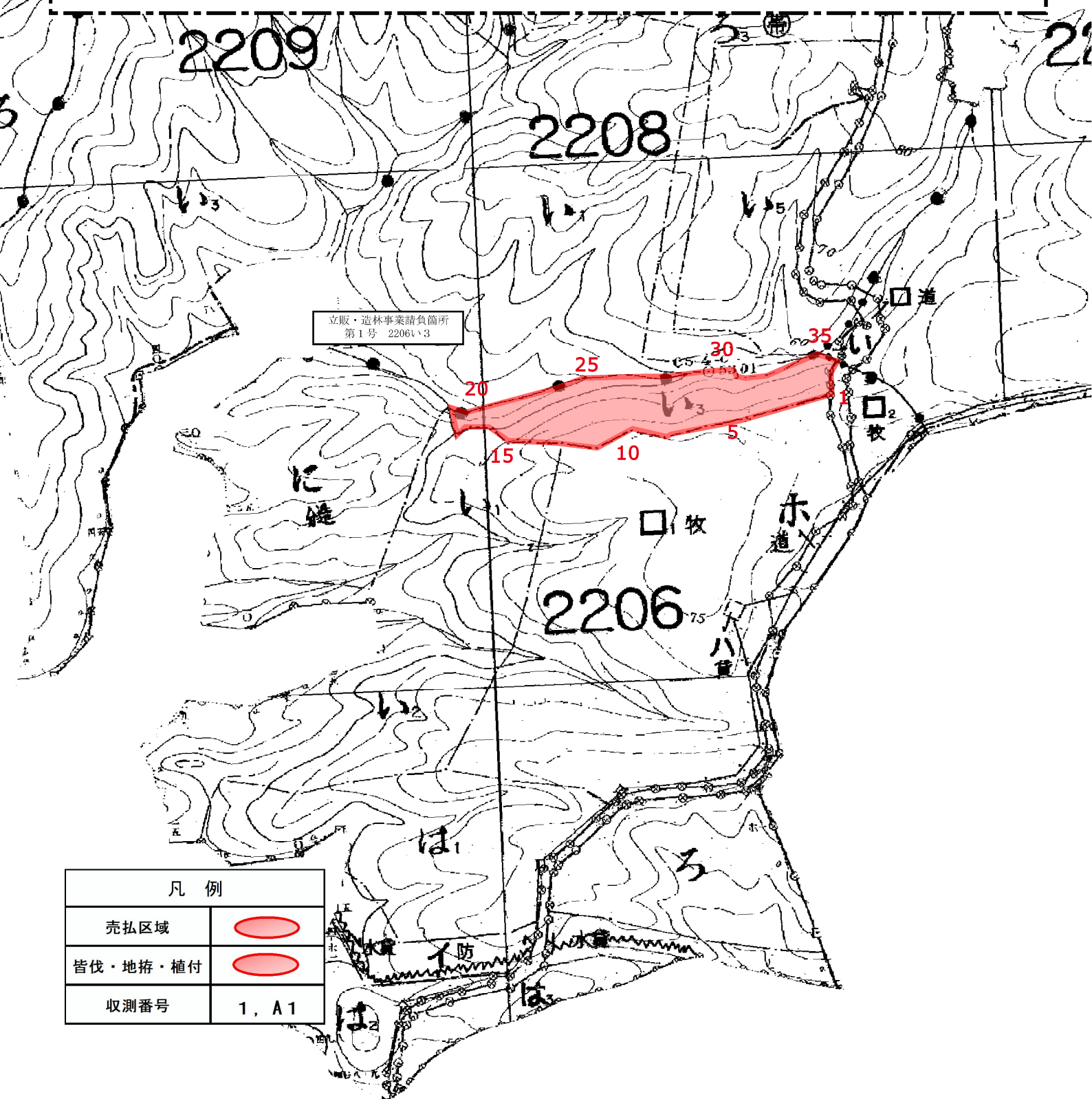
作業種：皆伐・地拵・植付



三八上北森林管理署
令和7年度 立木販売・造林事業請負（混合契約）
売払予定箇所 実測位置図

第1号 六ヶ所村
尾駸第一国有林 2206い3林小班 1.50ha

作業種：皆伐・地拵・植付



特約条項

1. 買受人は、伐採した立木の残材及び末木枝条等を沢縁に放置しないものとする。
2. 買受人は、沢及び沢縁を集材する必要がある場合は、河川を汚濁して下流の民地に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。
3. 買受人は、林道上でのトラクタ又は畜力による集材は行わないものとする。
4. 買受人は、降雨又は降雪時等の運材に当たっては、林道の破損防止及び車両運行安全確保のため、売渡人の指示に従うものとする。
5. 買受人は、土場敷並びに林道沿線に、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に跡地を整理し、搬出路の水切りを実施するものとする。
6. 買受人は、売払物件の内容及び表示方法について、伐採搬出に従事する者に対し、誤りの生じないよう周知徹底させるものとする。
7. 買受人が作成する搬出路、又は土場敷等で生じた切取土石等は、崩落及び流出しないよう必要な措置を講ずるものとする。また、その使用を完了したときに、売渡人が原状に回復する必要があると認めた場合、買受人は原状回復に努めるものとする。
8. 売払物件の引渡しは、代金の全部（売払規程 第 27 条第 2 項の規定による違約金を徴収する場合に当たっては、代金の全部及び当該違約金）の納入があった日、又は代金延納担保の提供（売払規程第 29 条 第 2 項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金延納担保の提供及び違約金の納入）があった日（代金延納担保の提供を免除する旨の特約があった場合には、契約締結の日）から 15 日以内に買受人の立合の上行うものとする。
9. 物件の搬出期間は引渡しを終わった日から起算して、それぞれ別紙公売物件明細書に定める搬出期間とする。なお、買受人がやむを得ない事由により、その搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、売渡人は、その事由を審査して、更にその必要と認める期間搬出の延期を承認することができる。またこの場合、買受人は、延期承認前に延期料として 1 日につき売払代金の 1000 分の 1 に相当する金額を納付しなければならない。但し、延期期間は、延期が数回にわたる場合でも、1 箇年を超えることはできない。

10. この物件は、会計法第 29 条の 3 第 1 項を適用して売払いしたものであるから、立木のまま担保に供し、又は他人に譲渡してはならない。伐採搬出に当たっては、技術者が現地に赴いて指導・監督を厳にし、保残木を損傷するおそれのある場合は、あて木等をして保残木に損傷を与えないようにすること。
11. 契約を解除した場合において徴収する違約金は、契約金額に伐倒未済木に係わる伐倒経費を加えた額の 100 分の 10 に相当する金額とする。
12. 買受人は、入林する際、事前に森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書に定める提出物を添付のうえ、入林届を管轄森林事務所に提出するものとする。
13. 森林作業道及び集材路・土場作設に当たっては、別添の森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書等を遵守しなければならない。
14. 森林管理署長は、買受人による確認を受けた森林作業道及び集材路・土場の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、買受者は森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。
15. 搬出支障木等が発生する場合は、必ず森林官等に連絡をし、収穫調査及び売払い手続き、保安林等法令制限林にあたっては各種手続き終了後に事業実行すること。
なお、搬出支障木の発生は最小限に抑えること。
16. 買受人は、売渡人の指示により、売買契約物件の搬出期間内に全ての対象木の伐倒作業を行わなければならない。
なお、やむをえず対象木の一部を放棄する場合は、売渡人と協議すること。
17. 買受人は、全ての対象木の伐倒及び売買物件の搬出が完了したときは、遅滞なくその旨を売渡人に書面で届出なくてはならない。

18. 無断で販売対象林分以外の林産物を伐採、搬出し国に損失を与えた場合には、国は実損額の 3 倍に相当する金額の損害賠償を請求する。また、競争参加資格停止措置を講ずる。
19. 搬出等に当たっては、車両の積載量を越えてはならない。
20. 買受人は、事前に提出した経路により搬出するものとする。なお、買受人は搬出経路等を変更する場合は予め森林管理署長の承認を受けなければならない。
21. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示に従うものとする。
22. 林業における労働災害防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。
23. 別紙 1 で特約事項を付す。

別紙 1

特約事項（林産物販売）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業林産物売買契約約款第 14 条により対応する。